

国立大学法人京都大学教職員の在宅勤務に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(在宅勤務の実施事由等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) 当該教職員の小学校第3学年の終期を経過するまでの子を養育していること 1週間につき2日以内</p> <p>(2) 国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号)第31条第1項に規定する要介護者である対象者(同条第3項に定める者をいう。)の介護を行っていること 1週間につき2日以内</p> <p>(3) ~ (5) } (略)</p> <p>2</p> <p>3 前2項による在宅勤務の許可又は命令は、1回につき、在宅勤務を許可し、又は命じようとする日から起算して1月を超えない範囲(教員及び国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)第2条第1項第7号に掲げる特定研究員(以下「教員等」という。))に在宅勤務を許可し、又は命じる場合にあっては、1年を超えない範囲)の期間で、1日を単位として許可し、又は命じるものとする。ただし、当該在宅勤務の許可又は命令は、在宅勤務を許可し、又は命じようとする日の属する事業年度と同一の事業年度の末日を超えて行わないものとする。</p> <p>(手続等)</p> <p>第5条 } (略)</p> <p>2~4</p> <p>5 大学は、在宅勤務を許可し、又は命じた日においても、業務その他の都合上必要が生じた場合には、当該教職員に対して出勤を命じることがある。この場合において、所定勤務時間中に自宅等からの移動を要するときは、当該移動に要する時間は勤務時間とみなして取り扱う。</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第6条 在宅勤務中の所定勤務時間、始業時刻、終業時刻及び休憩時間については、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号)第3条から第5条まで及び第16条から第19条までの定めるところによる。</p> <p>(中略)</p> <p>(業務報告)</p> <p>第8条 在宅勤務を実施した教職員は、在宅勤務を実施した日毎に、在宅勤務報告書の提出又はこれに相当するものとして別に定める方法により、業務報告</p>	<p>(在宅勤務の実施事由等)</p> <p>第4条 (同左)</p> <p>(1) 当該教職員の小学校第3学年の終期を経過するまでの子を養育していること 1月につき10日以内</p> <p>(2) 国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号)第31条第1項に規定する要介護者である対象者(同条第3項に定める者をいう。)の介護を行っていること 1月につき10日以内</p> <p>(3) ~ (5) } (同左)</p> <p>2</p> <p>3 前2項による在宅勤務の許可又は命令は、1回につき、在宅勤務を許可し、又は命じようとする日から起算して1月を超えない範囲(教員及び国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)第2条第1項第7号に掲げる特定研究員に在宅勤務を許可し、又は命じる場合にあっては、1年を超えない範囲)の期間で、<u>必要に応じて1日、半日又は1時間を単位として許可し、又は命じるものとする。</u>ただし、当該在宅勤務の許可又は命令は、在宅勤務を許可し、又は命じようとする日の属する事業年度と同一の事業年度の末日を超えて行わないものとする。</p> <p>(手続等)</p> <p>第5条 } (同左)</p> <p>2~4</p> <p>5 大学は、在宅勤務を許可し、又は命じた日においても、業務その他の都合上必要が生じた場合には、当該教職員に対して出勤を命じることがある。この場合<u>及び第4条第2項の場合</u>において、所定勤務時間中に自宅等からの移動を要するときは、当該移動に要する時間は勤務時間とみなして取り扱う。</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第6条 在宅勤務中の所定勤務時間、始業時刻、終業時刻及び休憩時間については、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号) <u>(以下「勤務時間規程」という。)</u>第3条から第5条まで及び第16条から第19条までの定めるところによる。</p> <p>2 <u>在宅勤務を許可され、又は命じられた教職員の勤務時間は、勤務時間規程第6条に定める事業場外勤務として取り扱い、第4条第3項の規定により許可又は命令された単位について勤務をしたものとみなす。</u></p> <p>3 <u>教職員が半日又は1時間を単位として在宅勤務を行う場合であって、自宅と事業場を移動するときの当該移動に要する時間は、第4条第2項又は前条第5項に定める場合を除き、前項の勤務時間に含まない。</u></p> <p>(業務報告)</p> <p>第8条 大学は、必要があるときは、<u>在宅勤務を実施した教職員に対して業務報告を求めることができる。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、教員等の在宅勤務の業務報告は、人事担当の理事が別に定める方法をもって代えることができる。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>附 則 (令和6年達示第95号)</p> <p>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>